

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年10月31日

【発行者名】 ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
(BlackRock Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 レオン J. シュワブ
(Leon J. Schwab)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J. F. ケネディ通り 35A 番
(35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子
弁護士 嶋田 祐輝

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ -
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
(BlackRock Global Investment Series -
Global Allocation Portfolio)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
クラスA 受益証券（米ドル建て）
500億アメリカ合衆国ドル（約5兆5,210億円）を上限とする。
クラスA 受益証券（豪ドル建て）
500億オーストラリア・ドル（約4兆3,725億円）を上限とする。
クラスA 受益証券（円建て）
5兆円を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・
ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2017年8月31日
現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ド
ル＝110.42円、1豪ドル＝87.45円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2017年7月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、訂正すべきその他の事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（１）半期報告書を提出したことによる訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	(ハ) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	a. 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		追加
5 その他	c. 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー（BlackRock Fund Management Company S.A.）（以下「管理会社」という。）により管理・運用されているブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（BlackRock Global Investment Series）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ポートフォリオ（Global Allocation Portfolio）（以下「ポートフォリオ」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2017年8月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	365,592,090.51	100.40
小計		365,592,090.51	100.40
現金およびその他の資産（負債控除後）		- 1,469,914.27	- 0.40
合計（純資産総額）		364,122,176.24 (約40,206百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2017年8月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝110.42円、１豪ドル＝87.45円）による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（注３）ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、豪ドル建てまたは円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたは円をもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(2017年8月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	口数	米ドル				投資比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1 .	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	ルクセンブルグ	投資証券	4,202,903.75	55.75	234,318,030.03	65.41	274,911,934.22	75.50
2 .	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	ルクセンブルグ	投資証券	4,744,552.43	12.83	60,878,966.42	14.93	70,817,968.31	19.45
3 .	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share JPY hedged	ルクセンブルグ	投資証券	2,007,408.77	9.58	19,231,387.64	9.89	19,862,187.98	5.45

< 参考情報 >

投資対象ファンド（ブラックロック・グローバル・ファンズ - グローバル・アロケーション・ファンド（以下「BGF - GAF」という。））の組入株式上位10銘柄

(2017年8月末日現在)

順位	銘柄	投資比率 (%)	順位	銘柄	投資比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	1.5	6	COMCAST A CORP	0.7
2	APPLE INC	1.1	7	ALPHABET INC CLASS C	0.7
3	AMAZON COM INC	0.9	8	DANONE SA	0.7
4	BANK OF AMERICA CORP	0.8	9	FACEBOOK CLASS A INC	0.6
5	DOWDUPONT INC	0.8	10	PFIZER INC	0.6

(注1) 投資比率とは、BGF - GAFの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 株式以外の組入銘柄については、BGF - GAFにより開示されていないため、本書に記載することができない。

() 投資不動産物件

該当事項なし（2017年8月末日現在）。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2017年8月末日現在）。

(2) 運用実績

以下に記載する運用実績は、本書作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではない。

純資産の推移

2017年8月末日現在および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

クラスA 受益証券（米ドル建て）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2016年8月末日	305,976,893.22	33,785,968,549	13.39	1,479
9月末日	305,768,481.23	33,762,955,697	13.40	1,480
10月末日	299,161,450.85	33,033,407,403	13.24	1,462
11月末日	298,108,061.95	32,917,092,201	13.25	1,463
12月末日	294,533,222.49	32,522,358,427	13.39	1,479
2017年1月末日	289,263,321.67	31,940,455,979	13.60	1,502
2月末日	294,167,173.23	32,481,939,268	13.86	1,530
3月末日	283,846,874.33	31,342,371,864	13.94	1,539
4月末日	280,841,035.53	31,010,467,143	14.11	1,558
5月末日	278,132,937.72	30,711,438,983	14.31	1,580
6月末日	274,760,800.99	30,339,087,645	14.36	1,586
7月末日	276,661,337.49	30,548,944,886	14.63	1,615
8月末日	273,744,588.57	30,226,877,470	14.65	1,618

クラスA受益証券（豪ドル建て）

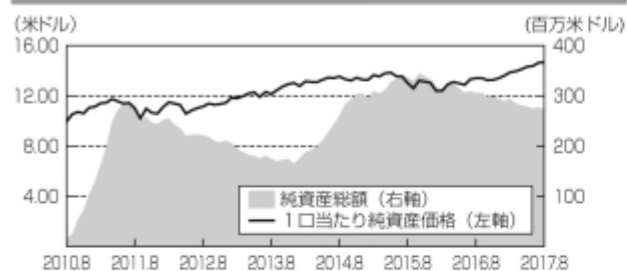
	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2016年8月末日	75,967,091.05	6,643,322,112	15.29	1,337
9月末日	76,291,562.98	6,671,697,183	15.31	1,339
10月末日	77,246,073.14	6,755,169,096	15.13	1,323
11月末日	77,502,509.96	6,777,594,496	15.16	1,326
12月末日	79,592,116.32	6,960,330,572	15.34	1,341
2017年1月末日	80,466,681.28	7,036,811,278	15.59	1,363
2月末日	82,652,879.82	7,227,994,340	15.90	1,390
3月末日	83,085,830.20	7,265,855,851	15.99	1,398
4月末日	85,248,979.85	7,455,023,288	16.19	1,416
5月末日	90,612,429.84	7,924,056,990	16.43	1,437
6月末日	90,014,728.98	7,871,788,049	16.50	1,443
7月末日	88,939,987.88	7,777,801,940	16.80	1,469
8月末日	89,203,748.45	7,800,867,802	16.83	1,472

クラスA受益証券（円建て）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
2016年8月末日	233,518,263.02	99.60
9月末日	826,318,189.83	99.21
10月末日	870,144,388.32	97.96
11月末日	878,289,919.82	97.99
12月末日	556,129,006.50	98.83
2017年1月末日	698,776,280.91	100.18
2月末日	817,121,988.95	102.02
3月末日	787,672,182.78	102.36
4月末日	853,675,160.28	103.60
5月末日	1,229,568,305.68	104.91
6月末日	1,718,161,261.80	105.14
7月末日	1,976,014,757.26	106.81
8月末日	2,187,152,802.88	106.87

< 参考情報 >

クラスA受益証券(米ドル建て)



※2010年8月末から2017年8月末まで月末ベース

クラスA受益証券(豪ドル建て)



※2010年8月末から2017年8月末まで月末ベース

クラスA受益証券(円建て)



※2016年8月末から2017年8月末まで月末ベース

分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

期間	収益率（％）（注）		
	クラスA受益証券 （米ドル建て）	クラスA受益証券 （豪ドル建て）	クラスA受益証券 （円建て）
2016年9月1日～ 2017年8月末日	9.41	10.07	7.30

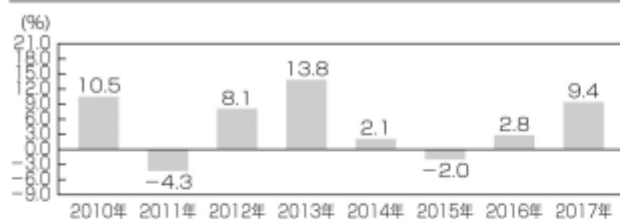
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2017年8月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間における分配金の合計額を加えた額）

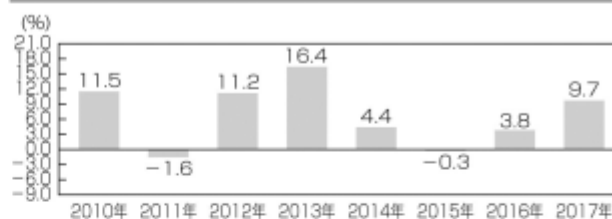
b＝2016年8月末日現在の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）。

< 参考情報 >

クラスA受益証券(米ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(円建て)



（注1）収益率(%)＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記各暦年末の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該各暦年の直前の各暦年末の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）。ただし、2010年については、当初募集価格（クラスA受益証券（米ドル建て）については10.00米ドル、クラスA受益証券（豪ドル建て）については10.00豪ドル）とする。また、クラスA受益証券（円建て）の2016年については、当初募集価格（100円）とする。

（注2）クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスA受益証券（豪ドル建て）の2010年については8月20日から年末までの収益率を、クラスA受益証券（円建て）の2016年については8月17日から年末までの収益率を記載している。また、2017年については年初から8月末日までの収益率を記載している。

※ポートフォリオにはベンチマークはない。

2 販売及び買戻しの実績

2017年8月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2017年8月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
クラスA受益証券 (米ドル建て)	14,204,545 (3,222,098)	18,369,227 (16,126,032)	18,686,567 (9,947,315)
クラスA受益証券 (豪ドル建て)	3,031,861 (2,030,298)	2,700,904 (2,289,404)	5,299,883 (4,709,820)
クラスA受益証券 (円建て)	33,781,409 (9,726,993)	15,660,571 (12,070,580)	20,465,455 (0)

(注) () の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．本書記載のファンドの邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「中間財務諸表等規則」という。）（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の米ドル及び豪ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2017年8月31日の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である、1米ドル＝110.42円および1豪ドル＝87.45円の為替レートが使用されている。

円換算額は、原文の中間財務書類には記載されていない。

- b．原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

純資産計算書（無監査）

2017年7月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
有価証券ポートフォリオ - 原価		314,727,713	34,752,234
未実現利益		51,926,984	5,733,778
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	366,654,697	40,486,012
投資売却未収入金	2(a)	1,472,013	162,540
ファンド受益証券販売未収入金	2(a)	1,374,638	151,788
その他の資産		859,004	94,851
資産合計		370,360,352	40,895,190
負債			
当座借越	2(a)	820,995	90,654
投資購入未払金	2(a)	545,945	60,283
ファンド受益証券買戻未払金	2(a)	1,467,999	162,096
未払費用及びその他の負債	4,5,6,7	2,134,016	235,638
負債合計		4,968,955	548,672
純資産合計		365,391,397	40,346,518

36ページから41ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

3年間の純資産価額の要約（無監査）

2017年7月31日現在

	2017年7月31日現在		2017年1月31日現在		2016年1月31日現在		2015年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	365,391,397	40,346,518	356,660,236	39,382,423	360,936,945	39,854,657	332,778,562	36,745,409
1口当たり純資産額：								
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券	14.63	1,615	13.60	1,502	12.38	1,367	13.25	1,463
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券(豪ドル建)	16.80	1,469	15.59	1,363	14.04	1,228	14.81	1,295
		(円)		(円)		(円)		(円)
クラスA無分配型受益証券(日本円建)		106.81		100.18		-		-

36ページから41ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

損益計算書及び純資産変動計算書（無監査）

2017年7月31日に終了した期間

	注記	米ドル	千円
期首純資産		356,660,236	39,382,423
費用			
管理報酬（放棄額控除後（該当する場合））	4	1,254,181	138,487
販売報酬（放棄額控除後（該当する場合））	4	1,254,181	138,487
事務管理報酬	6	298,305	32,939
監査報酬		45,236	4,995
弁護士報酬		23,004	2,540
印刷費及びその他の報告費用		76,912	8,493
管理調整報酬（放棄額控除後（該当する場合））	5	41,806	4,616
保管報酬	7	23,340	2,577
名義書換事務代行報酬		13,905	1,535
その他の報酬		7,771	858
費用合計		3,038,641	335,527
投資純損失		(3,038,641)	(335,527)
投資実現利得	2(a), 2(b)	9,380,758	1,035,823
実現純損失：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	(593,298)	(65,512)
当期間の実現純利得		8,787,460	970,311

（続く）

	注記	米ドル	千円
投資未実現利益の変動		23,566,080	2,602,167
投資未実現損失の変動		365,533	40,362
未実現利益の純変動：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	479	53
当期間の未実現利益の純変動		23,932,092	2,642,582
営業活動による純資産の増加		29,680,911	3,277,366
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額		54,694,334	6,039,348
受益証券の買戻による正味支払額		(75,644,084)	(8,352,620)
受益証券の増減による純資産の減少		(20,949,750)	(2,313,271)
期末純資産		365,391,397	40,346,518

36ページから41ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

発行済受益証券変動計算書（無監査）

2017年7月31日現在

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA無分配型受益証券	21,267,716	1,953,513	4,304,383	18,916,846
クラスA無分配型受益証券 （豪ドル建）	5,160,945	1,069,948	936,541	5,294,352
クラスA無分配型受益証券 （日本円建）	6,975,411	14,919,663	3,394,569	18,500,505

36ページから41ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(2) 投資有価証券明細表等

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

投資明細表（無監査）

2017年7月31日現在

集团投資スキーム¹

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
	ルクセンブルグ BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	277,674,522	76.00
4,257,505			
	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	71,062,514	19.45
4,742,843			
	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share JPY hedged	17,917,661	4.90
1,816,177			
		366,654,697	100.35
集团投資スキーム合計		366,654,697	100.35
有価証券ポートフォリオ - 時価		366,654,697	100.35
その他の純負債		(1,263,300)	(0.35)
純資産合計（米ドル）		365,391,397	100.00

¹ 関連当事者のファンドに対する投資である。詳細については、注記8を参照のこと。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオは、「フィーダー・ファンド」として、ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ポートフォリオのクラスXに投資している。直近のブラックロック・グローバル・ファンズ（グローバル・アロケーション・ファンドのクラスX無分配型投資証券及び豪ドル建クラスX無分配型投資証券(ヘッジ有)を含む。）の年次報告書（監査済）及び半期報告書（無監査）の写しは、www.blackrock.comにて、または要求に応じてブラックロック・グローバル・ファンズの登記上の事務所及び各国のブラックロック投資家サービス・チームから入手可能である。ブラックロック・グローバル・ファンズの登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L—1855、J . F . ケネディ通り 35A 番に所在している。

セクター別内訳

2017年7月31日現在

	純資産比率(%)
集团投資スキーム	100.35
有価証券ポートフォリオ - 時価	100.35
その他の純負債	(0.35)
	100.00

36ページから41ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

財務諸表に対する注記

2017年7月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託（fonds commun de placement）である。当ファンドは、投資信託に関連した2010年12月17日付の法律（改正後）（以下「2010年法」という。）のパート に基づいて設定された。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号（以下「AIFMD」という。）、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律（以下「2013年法」という。）に準拠して、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

管理会社は、当ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）ではない。そして、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対してポートフォリオ及びリスク管理機能を実行するために、ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー（以下「投資運用会社」という。）を選任している。現在、投資運用会社は認可されたAIFMではない。

2017年7月31日現在、当ファンドは、5つのポートフォリオの受益証券を販売していた。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マナー・マーケット・ファンド及びワールド・インカム・ポートフォリオ（以下各々を「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）であった。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の譲渡可能有価証券又は市場商品に投資する。

各ポートフォリオは、独立した資産のプールであり、以下の各ポートフォリオの独立した受益証券で表
象される。

クラス A

豪ドル建クラス A 分配型受益証券

ユーロ建クラス A 分配型受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラス A 分配型受益証券（ヘッジ有）

豪ドル建クラス A 無分配型受益証券

日本円建クラス A 無分配型受益証券

米ドル建クラス A 無分配型受益証券

クラス A D

米ドル建クラス A D 分配型受益証券

クラス B

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス C

米ドル建クラス C 分配型受益証券

クラス A 受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

クラス B 受益証券

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス F¹

米ドル建クラス F 分配型受益証券

インスティテューショナル I 受益証券¹

米ドル建インスティテューショナル I 分配型受益証券

クラス J

米ドル建クラス J 分配型受益証券

¹ 機関投資家が利用可能

各受益証券クラスは当ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述されている。

当期間中の重要な事象

新たな目論見書を2017年7月31日付で発行した。

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則、並びにルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、当ファンドは、管理会社の取締役会が承認した価格決定機関より提供されるターム・ローンの評価額を利用する。通常、価格決定機関は、相場が容易に入手できる場合には、買呼値でターム・ローン进行评估する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、価格決定機関が評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して決定した一貫性のある公正な市場価値で評価している。価格決定機関の手續及び評価方法は、管理会社の取締役会の全般的な監督のもと、関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）のレビューを受ける。管理会社の取締役会は、価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であると誠実に判断している。
- ・ 組入証券は、持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債務を除くが、上場証券を含む。）で構成されている。これらの有価証券は、1つ又は複数の価格決定機関が市場情報や、類似の証券取引、機関トレーダー間で一般に認識されている証券間の多様な関係性を用いて通常の機関投資家の取引規模を単位として決定した価格に基づき評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、世界株式インカム・ポートフォリオ（評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時（以下「関連時刻」という。）時点で入手可能な最終の価格で評価される。）を除き、評価日の直前営業日の営業終了時点で入手可能な最終の当該取引所又は市場の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合の有価証券の価格は、関連時刻において入手可能な直近の買呼値とするか、一定の場合には、当該有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である有価証券については直近の買呼値で評価される。
- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手した利用可能な直近の買呼値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買呼値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、管理会社の取締役会により又はその指示により主要な市場に指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。
- ・ 市場の相場が容易に入手できない有価証券及び資産は、管理会社の取締役会により又はその指示により誠実に算定された公正価値により評価される。

2017年7月31日現在、当該公正価値調整を適用した有価証券は、下表のとおりである。

ファンド	通貨	公正価値で評価した 有価証券の市場価値	純資産に 対する割合
------	----	------------------------	---------------

インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	26,095,195	6.41%
---------------------	-----	------------	-------

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ 管理会社は、販売及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、1米ドルに安定させる手続を確立している。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価値に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価格が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ 所有ポートフォリオは、市場価値を使用して計算したNAVと償却原価に基づいて計算したNAVとの間に差異が存在するかどうかを判断するために、管理会社の取締役会により又はその指示により定期的に見直される。重要な希薄化あるいはその他の投資家又は現在の受益者にとって不公正な結果となりうる差異が存在すると判断された場合、管理会社は、取締役会により又はその指示により、必要かつ適切と考えられる調整措置を講じる。その措置には、キャピタル・ゲイン又はロスを実現させたりポートフォリオの平均満期を短縮するため、ポートフォリオ商品を満期日前で売却すること、分配金を保留すること、又は入手可能な市場価値を使用して受益証券1口当たりNAVを設定することが含まれる。

全ポートフォリオ

- ・ 現金は額面金額で評価される。
- ・ マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。
- ・ 特に未収利息、未収配当金、投資売却未収入金及びファンド受益証券販売未収入金を含む資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金及び未払分配金を含む負債は額面価額で評価される。

(b) 投資売却に係る実現利得及び損失

投資売却に係る実現利得及び損失は、平均原価法に基づき決定されている。

(c) 投資からの収益 / 費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上する。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれる。
- ・ 銀行預金利息は発生主義に基づき認識される。
- ・ 受取配当金は権利落日に計上され源泉徴収税控除後で表示される。
- ・ 金利差異(以下「IRD」という。)は、通貨ヘッジの過程から生じる、2つの類似する利付有価証券間の金利の差異である。例えば、米ドル1ヶ月物金利が0.25%で、豪ドル1ヶ月物金利が1%である場合、インプライドIRDは0.75%である。外国為替市場の取引業者は、先物外国為替レートの値付けの際にIRDを利用している。IRDはプラス、ゼロ又はマイナスになる可能性がある。一部の管轄区域では、IRDを分配金に含めることは元本からの支払に相当する場合がある。IRDは、損益計算書及び純資産変動計算書上の収益 / 費用として計上される。

(d) 金融デリバティブ商品

当期間において、当ファンドは多くの為替予約を締結した。未決済の為替予約は決算日に契約を評価するため公正な市場価値で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じる評価益 / 評価損

は未実現利益／（損失）に計上されるとともに、純資産計算書の資産又は負債のいずれかに計上されている。

未実現利益又は損失の純変動及び為替予約の決済又は反対売買による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

当期間中に、当ファンドは、ある商品から発生するリターンと他の投資から発生するリターンを交換するスワップ契約を締結した。当ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）を売建て又は買建てることができる。当ファンドがCDSを売建て及び／又は買建てる場合、信用事象（契約において事前に定められる。）発生時の偶発的支払いの対価として、一連のプレミアムが当ファンドから支払われる又は当ファンドが受領する。このプレミアムはCDSのコストに含まれている。可能な場合は、スワップは第三者の価格決定業者から入手される日々の価格に基づき時価評価され、実際のマーケット・メーカーと照合される。このような相場が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーによる日々の相場に基づき価格決定される。いずれの場合も、相場の変動は、損益計算書及び純資産変動計算書における未実現利益又は損失の純変動として計上される。スワップの満期又は終了時の実現純利得又は損失及びスワップに関連して稼得した利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオでは、組入証券について、株式市場又はその個々の業種において予想される通常の価格下落の影響をヘッジするために、株価指数コール・オプションの売却及び株価指数プット・オプションの購入を行う場合がある。指数オプションは、契約当事者が、行使時又は割当時に、指数の終値とオプションの行使価格との差額に所定の倍数を乗じた額の現金を支払う又は受領する点を除き、有価証券オプションに類似する。株価指数オプションを利用したヘッジの有効性は、主にオプションの原指数値の変動とポートフォリオのヘッジ対象部分の変動の間の相関度に左右される。とりわけ、転換証券に関する相関度は、組入証券の市場価値がその転換価値に起因する程度に影響を受ける。未実現利益又は損失の純変動及びオプションの満期時又は反対売買時の実現利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の市場価値は、2017年7月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。未実現利益又は損失の純変動並びに各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建てのその他の資産又は負債の処分又は決済による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

以下の為替レートは、2017年7月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用された。

通貨	米ドル
カナダ・ドル	0.804894
ユーロ	1.174700
英ポンド	1.311900
シンガポール・ドル	0.736865

以下の為替レートは、2017年7月31日現在、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用された。

通貨	米ドル
豪ドル	0.796550
ブラジル・レアル	0.319795
カナダ・ドル	0.800256
スイス・フラン	1.031619
デンマーク・クローネ	0.158033
ユーロ	1.175150
英ポンド	1.312899
香港ドル	0.128026
イスラエル・新シェケル	0.280859
日本円	0.009051
韓国ウォン	0.000894
メキシコ・ペソ	0.056074
スウェーデン・クローナ	0.123084
シンガポール・ドル	0.736648
新台湾ドル	0.033118
南アフリカ・ランド	0.075851

(f) 合算された数値

ファンドの合算された数値は米ドル建で表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる（訳者注：原文10ページ及び13ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。）。

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。2017年7月31日現在、すべてのポートフォリオは繰延創立費を償却済みである。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の販売及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純収益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

(i) 未履行契約は、借主に対する当ファンドの残存債務である。

2017年7月31日現在、当ファンドは未履行契約を34,489米ドル有しており、純資産計算書の「未履行ローン契約」に開示している。

3 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドの管理会社である。

管理会社は、運用規則に従い、対象受益者専用口座の当ファンドのポートフォリオを運用することに合意している。管理会社は、保管会社及び必要に応じてその他のエージェント(日本国内外の当ファンドの受益証券の販売会社を含む。)を任命しており、販売会社の選任は総販売会社に委任している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社はC S S Fにより規制されている。

4 管理報酬及び販売報酬

当期間中に、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はNAVの0.45%から0.75%の範囲である。ただし、クラスF受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めに基づき投資顧問会社又は関係会社に報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。管理会社は、投資顧問報酬を含む一定の費用及び報酬を管理報酬から支払っている。

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(以下「総販売会社」という。)との間で販売契約を締結している。総販売会社は、米国外での受益証券の販売については、日本の販売会社(7ページから9ページ(訳者注：原文のページ)に開示)等の一定の販売会社と契約上の取決めに締結する場合がある。

販売報酬の水準はNAVの0.25%から1.00%の範囲である。ただし、クラスAD受益証券、クラスD受益証券、クラスF受益証券及びインスティテューショナルI受益証券については販売報酬を支払っていない。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス1口当たりの管理報酬、販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

スーパー・マナー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券及びインスティテューショナルI受益証券に関して、管理報酬、販売報酬及び管理調整報酬の放棄が行われた。

5 管理調整報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）有限責任会社（以下「BROL」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の取締役会の指示により、当ファンドのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理調整報酬の料率は、当ファンドの日々の平均NAVの年率0.025%である（クラスF受益証券を除く。）。

6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務（これらのサービスには通常の報酬が課される。）によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 49番（49, avenue J-F Kennedy, L-1855 Luxembourg）に所在するステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーを、ルクセンブルグにおける事務管理代行会社に任命した。

7 保管報酬

管理会社は、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーと保管契約を締結している。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金（他の銀行において保持される場合がある。）を除く、当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。

8 関連当事者との取引

管理会社、総販売会社、投資運用会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクは、ブラックロック・インクの大株主である。当ファンドのために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービス及びその他のサービスを提供したり、又は通常の条件により本人として行動し、これにより利益を得た可能性がある。ブローカー及びエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカー又はエージェントが提供する大口取引その他による手数料の割引又は現金による手数料の割戻しの利益は当ファンドに還元されている。PNCグループの会社のサービスは、手数料その他の取引条件が関係する市場の系列外のブローカー及びエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終損益を得るための上記の方針に一致していることを条件に、適切であると判断された場合に、投資顧問会社により利用される可能性がある。

当期間中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外の重要な取引は行われていない。

9 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉徴収税の対象とならない。ただし、当ファンドは、2010年法（改正後）に従い年次税（taxe d'abonnement）の対象になっており、暦年の各四半期末現在のファンドのNAVに対して年率0.05%が課される（スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び2010年法（改正後）第174条の意義の範囲の機関投資家向けポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。）。2017年7月31日に終了した期間では、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオは、ルクセンブルグの税金の支払いが免除された。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉所得税が課される場合がある。

10 分配金

スーパー・マネー・マーケット・ファンド - 純収益（未払費用控除後の発生利息収益）が各評価日の分配金となり、1口当たりNAVの日次の算定直前に記録されていた受益証券保有者を対象に、各評価日現在発行済みの全受益証券に関して宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の昼12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び償還された受益証券は当該償還の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。

関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引（当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む。）又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用（管理報酬を含む。）を控除した額で構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準化勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを、決定することができる。

11 信用枠

2017年7月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用枠65,000,000米ドル（2018年3月28日に終了）を使用する権利を有していた。2017年7月31日現在の借入残高は、24,000,000米ドル（前年度（2017年度）：25,000,000米ドル）であった。ローン・コミットメント費用は、当該信用枠に関連して日次で費用計上され、損益計算書及び純資産変動計算書に含められる。ローン・コミットメント費用は、借入残高に対して0.15%で費用計上される。

12 担保差入れ又は担保として提供されている有価証券

2017年7月31日現在、担保として提供されている又は受け取った有価証券はなかった。

13 投資顧問会社

投資運用会社が全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。投資顧問会社は、目論見書に記載の通り、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド（以下「BIM UK」という。）、ブラックロック・ジャパン株式会社（以下「BLK JPN」という。）及びブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（以下「BFMインク」という。）である。

投資顧問会社は、財務諸表に対する注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

ファンド	投資顧問会社
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	BLK JPN
世界株式インカム・ポートフォリオ	BIM UK
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	BFMインク
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	BFMインク
ワールド・インカム・ポートフォリオ	BLK JPN

14 金融デリバティブ商品及び効率的なポートフォリオ管理手法

各ポートフォリオは、マーケット・リスク及び通貨リスクをヘッジするため、並びに効率的なポートフォリオの運用を目的として、デリバティブを利用することがある。

デリバティブの利用は、ポートフォリオをより高いリスクにさらす可能性がある。特に、デリバティブ契約はボラティリティが高くなる可能性があり、取引を開始するための当初証拠金の金額が通常は契約規模よりも小さい。比較的小さな市場の変動が、標準的な債券又は株式と比較して大きな影響をデリバティブに及ぼす可能性がある。

詳細は特定のファンドの投資明細表を参照。

15 現金担保

当ポートフォリオは、多様な相手先とデリバティブ取引を行っている。為替予約の相手先は投資明細表に示されている。

相手先の当ファンドに対するエクスポージャー又は当ファンドの相手先に対するエクスポージャーをカバーするため、スワップ契約に係る現金担保が支払われる又は受け取られる。純資産計算書のブローカーに対する債務／債権は、ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払われる／相手先から受け取った現金担保で構成されている。2017年7月31日現在、未決済のスワップ契約、並びにファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払われた／相手先から受け取った現金担保及び証拠金はなかった。

16 後発事象

当期間末後に発生した重要な後発事象はなかった。

17 訴訟

2015年5月、モーターズ・リクイデーション・カンパニー・アボイダンス・アクション・トラストは、ゼネラル・モーターズの破産財産の信託管理人及び管財人として、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所において、ゼネラル・モーターズの一定の債券（以下「当債券」という。）の過去の保有者に対する訴状の送達を開始した。当訴訟の被告である当債券の過去の保有者には、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ・インカム・ストラテジー・ポートフォリオ（以下「ISP」という。）が含まれる。

まれている。I S Pに加えて、当訴訟では、多数のブラックロックのファンドを含む500超の他の機関投資家が被告とされている。被告は、支払いにあたり全額保証されるという条件で当債券につき全額の支払いを受けている。原告は、I S Pとその他の被告は2009年の支払い時点で保証された債権者ではなく、全額の支払いを受ける権利はなかったと主張している。原告は、I S Pとその他の被告に対する、当債券の元本及び利息として2009年に受け取った全額の返還命令を求めている。I S Pは訴訟の結果又はI S Pの純資産価額への影響（存在する場合）を予測することができないため、本件に関連する訴訟に関する負債は財務諸表に反映されていない。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の資本金は、50万米ドル（約5,521万円）で、2017年8月末日現在全額払込済である。
なお、1株12.5米ドル（約1,380円）の記名株式40,000株を発行済である。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドの管理および運用を行う。管理会社は、ファンドの管理業務を、管理事務代行会社ならびに登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社に委託しており、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行に委託している。

2017年8月末日現在、管理会社は、ルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託であるブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの5本のポートフォリオを管理している。ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ全体の純資産総額は、2,292,396,979.70米ドルである。

（３）その他

管理会社の親会社であるブラックロック・インクおよびその多数の子会社（以下、総称して「ブラックロック」という。）は、その時々において、通常の業務過程で生じる業務上の訴訟の対象となっている。過去の訴訟のいずれも、ブラックロックの業務に重大な影響を及ぼしたことはなく、また現在係属中の訴訟のいずれも、かかる重大な影響を及ぼすことはない見込みである。

上記を除いて、本書提出日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．本書記載の管理会社の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、欧州連合が承認した国際財務報告基準に準拠して作成された原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。管理会社の中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「中間財務諸表等規則」という。）（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2017年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝110.42円の為替レートが使用されている。

円換算額は、原文の中間財務書類には記載されていない。

- b．原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

(1) 資産及び負債の状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

(登録番号 : B 34.079)

財政状態計算書(無監査)

2017年 6 月30日現在

		2017年 6 月30日現在		2016年12月31日現在	
	注記	千米ドル	千円	千米ドル	千円
資産					
非流動資産					
その他の非流動金融資産		797	88,005	794	87,673
流動資産					
売掛金及びその他の債権	6	1,811	199,971	1,257	138,798
現金及び現金同等物	7	3,644	402,370	3,848	424,896
デリバティブ金融商品		1	110	-	-
		5,456	602,452	5,105	563,694
資産合計		6,253	690,456	5,899	651,368
資本及び負債					
資本					
資本金	8	500	55,210	500	55,210
その他の剰余金	9	529	58,412	450	49,689
利益剰余金		3,591	396,518	3,328	367,478
資本合計		4,620	510,140	4,278	472,377
流動負債					
買掛金及びその他の債務	10	1,633	180,316	1,621	178,991
資本及び負債合計		6,253	690,456	5,899	651,368

2017年 9 月13日に取締役会の承認を得て、下記の者が代表して署名した。

 ジョアン・フィッツジェラルド
 取締役

 ジェフ・ラドクリフ
 取締役

3 ページから 7 ページ (訳者注 : 原文のページ) の注記は、法定外の当中間財務諸表(無監査)の不可欠な一部である。

(2) 損益の状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
損益計算書(無監査)

2017年 1 月 1 日から2017年 6 月30日までの期間

	注記	2017年 1 月 1 日から 2017年 6 月30日までの期間		2016年12月31日に 終了した年度	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
収益	3	548	60,510	958	105,782
管理費用		(79)	(8,723)	(93)	(10,269)
営業利益	4	469	51,787	865	95,513
税引前利益		469	51,787	865	95,513
法人所得税費用	5	(127)	(14,023)	(303)	(33,457)
当期間 / 当期純利益		342	37,764	562	62,056

上記の業績は継続事業から生じたものであった。

上記の純利益以外に当期間その他の包括利益はなかった。

3 ページから 7 ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、法定外の当中間財務諸表(無監査)の不可欠な一部である。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

中間財務諸表に対する注記（無監査）

2017年1月1日から2017年6月30日までの期間

1 全般的情報

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー（以下「当社」という。）の主な事業は、ルクセンブルグの投資信託の投資運用・管理サービスの提供、及びブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ内のファンドに対する持分の分割できない共有権者であることの証書又は文書の発行を行うことである。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズは、現在、以下の個別の5つのポートフォリオに投資する機会を投資家に提供している。

- ・スーパー・マネー・マーケット・ファンド
- ・世界株式インカム・ポートフォリオ
- ・インカム・ストラテジー・ポートフォリオ
- ・ワールド・インカム・ポートフォリオ
- ・グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

当社の登記上の事務所の住所は、以下の通りである。

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 35A番（35A, Avenue JF Kennedy, Luxembourg L-1855, Grand Duchy of Luxembourg）

法定外の当中間財務諸表(無監査)は、2017年9月13日に取締役会により発行の承認を受けた。

2 会計方針

法定外の当中間財務諸表(無監査)の作成に適用した重要な会計方針は、2016年12月31日終了年度の財務諸表(監査済)に適用したものと同一であり、これらは全て当期間を通じて首尾一貫して適用している。

作成の基礎

法定外の当中間財務諸表(無監査)は、欧州連合が採択した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及びIFRS解釈指針委員会（以下「IFRSIC」という。）解釈指針の認識及び測定原則に準拠して作成されている。

当財務諸表は個別財務諸表である。

継続企業の前提

当社の継続企業の前提を評価する上で、取締役は、様々な要因（当社の財政状態及び特に重要な正味現金ポジションを含む。）を考慮している。報告日現在において、当社は、翌12ヶ月間に見込まれる資金需要を賄うことができる十分な既存資金を有している。これに加えて、事業から資金を生成する能力の実績から、取締役は、現在の経済見通しが不確実であるものの、当社がその事業リスクを首尾よく管理できる状態にあると確信している。

適切な調査の結果、取締役は、当社が予見可能な将来において事業を継続させるための十分な資力を有していると合理的に予測している。このため、取締役は、当財務諸表の作成において継続企業の前提を引き続き適用している。

3 収益

当期間における当社の継続事業からの収益の分析は以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	2017年1月1日から 2017年6月30日までの 期間	2016年12月31日に 終了した年度
管理報酬	545	954
その他の収益	3	4
	548	958

収益総額6,311千米ドル（2016年度通期：11,216千米ドル）から、投資運用サービス引当金、事務管理サービス引当金及び割戻5,763千米ドル（2016年度通期：10,258千米ドル）に対する、グループ会社への支払予定額を控除して表示している。

4 営業利益

以下を貸方計上して表示している。

	(単位：千米ドル)	
	2017年1月1日から 2017年6月30日までの 期間	2016年12月31日に 終了した年度
為替差益	(7)	(18)

5 法人所得税

当社はルクセンブルグの法人所得税、地方事業税及び富裕税の対象となっている。法人所得税及び地方事業税は、以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	2017年1月1日から 2017年6月30日までの 期間	2016年12月31日に 終了した年度
当期税金		
ルクセンブルグの法人税	127	304
ルクセンブルグの法人税の過年度の修正	-	(1)
	127	303

差異の調整は以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	2017年1月1日から 2017年6月30日までの 期間	2016年12月31日に 終了した年度
税引前利益	469	865
標準税率での法人税	127	253
未認識の税務上の欠損金又は税額控除による当期税金の増加	-	51
過年度の修正による当期税金の増加	-	(1)
税金費用合計	127	303

6 売掛金及びその他の債権

	(単位：千米ドル)	
	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
関連当事者に対する債権	264	543
未収収益	1,547	714
売掛金及びその他の債権	1,811	1,257

全ての売掛金及びその他の債権は1年以内に期限到来予定である。

7 現金及び現金同等物

	(単位：千米ドル)	
	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
銀行預金	3,644	3,848

8 資本金

割当済・全額払込済株式

	2017年6月30日現在		2016年12月31日現在	
	千株	千米ドル	千株	千米ドル
普通株式 1株当たり12.50米ドル	40	500	40	500

9 剰余金

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済資本金の10%に達するまで、最低でも年間純利益（前期繰越損失控除後）の5%を法定準備金に繰り入れることが要求されている。

当該準備金は、会社の存続期間中は、現金配当その他の形で分配することはできない。

すでに上限額である50千米ドルに達していたため、当期間又は前年度に繰入れは行わなかった。

富裕税準備金

年次総会の構成員は、当社が富裕税の控除を受けるために、富裕税特別準備金の設定を承認している。この特別準備金の額は、予想される富裕税控除額の5倍である。富裕税負債に関して当該税額控除の恩恵を受けるには、この富裕税特別準備金は5年間分配できない。当該準備金は財政状態計算書のその他の剰余金に含まれている。

当期間中に124千米ドル（2016年12月31日終了年度：76千米ドル）を富裕税準備金に繰り入れた。

さらに、2010年度以前に繰り入れた富裕税に関する当該準備金45千米ドル（2016年12月31日終了年度：36千米ドル）を取り崩し、富裕税準備金から利益剰余金に振り替えた。

2017年6月30日現在の富裕税準備金は、479千米ドル（2016年12月31日終了年度：400千米ドル）である。

10 買掛金及びその他の債務

	(単位：千米ドル)	
	2017年6月30日現在	2016年12月31日現在
関連当事者に対する債務	1,581	1,589
その他の債務	52	32
	1,633	1,621

全ての買掛金及びその他の債務は1年以内に期限到来予定である。

11 関連当事者取引

当期間及び前年度中に発生した関連当事者との取引は、最終的親会社が支配する他の企業とのサービス費用に関連している。利益及び費用の金額は、下表では総額で表示されているが、損益計算書では純額で表示されている。

関連当事者からの利益及び債権

	(単位：千米ドル)
2017年度	兄弟会社
関連当事者に対する債権	264

	(単位：千米ドル)
2016年度	兄弟会社
関連当事者に対する債権	543

関連当事者に対する支出及び債務

	(単位：千米ドル)
2017年度	親会社 兄弟会社

委託した投資運用サービス	-	4,118
その他の費用	-	62
	-	4,180
関連当事者に対する債務	239	1,342

(単位：千米ドル)

2016年度	親会社	兄弟会社
委託した投資運用サービス	-	6,829
その他の費用	-	85
	-	6,914
関連当事者に対する債務	644	945

当年度中に管理者若しくは取締役会又はその他の関連当事者に対する貸付金はなかった。

12 親会社及び最終的親会社

当社の直接的な持株会社はブラックロック・グループ・リミテッド - ルクセンブルグ支店であり、最終的親会社及び支配当事者はアメリカ合衆国デラウェア州で設立された会社であるブラックロック・インクである。ブラックロック・インクは当社を含む最大かつ最小のグループの親会社で、グループの財務諸表を作成している。当グループの財務諸表の写しは、ウェブサイトであればwww.blackrock.comのインベスター・リレーションズから請求することにより、又は55 イースト 52ストリート ニューヨーク ニューヨーク州 10055、アメリカ合衆国宛てに、若しくはinvrel@blackrock.comに電子メールで請求することにより入手できる。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

下線または傍線の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

２ 投資方針

（１）投資方針

<訂正前>

（前略）

B G F - G A Fの投資方針

B G F - G A Fは、トータル・リターンの最大化を追求する。B G F - G A Fは、全世界的に、民間企業および政府系発行体の両方の株式、債務証券および短期証券に、規定された制限なく投資する。通常の市況において、B G F - G A Fは、総資産の少なくとも70%を民間企業および政府系発行体の証券に投資する。B G F - G A Fは、通常、投資顧問会社により、過小評価されていると判断される証券へ投資することを目指す。また、B G F - G A Fは、小規模会社および新興成長企業の株式に投資することができる。B G F - G A Fは、債務証券への投資部分の一部をハイ・イールド固定利付の譲渡性のある証券に投資することもできる。通貨エクスポージャーは柔軟に管理される。

疑義を避けるため付言するならば、クラスA受益証券（米ドル建て）に帰属するG A Pの資産は、B G F - G A FのクラスX投資証券（米ドル建て）に投資され、クラスA受益証券（豪ドル建て）に帰属するG A Pの資産は、B G F - G A FのクラスX（ヘッジ付）投資証券（豪ドル建て）に投資され、また、クラスA受益証券（円建て）に帰属するG A Pの資産は、B G F - G A FのクラスX（ヘッジ付）投資証券（円建て）に投資される。

（中略）

一般的な投資方針および投資制限

（中略）

スワップ

ポートフォリオは、スワップ取引を行うことができる。スワップは、各当事者がインデックスもしくは資産の利回りに基づく期限付支払または異なるインデックスもしくは資産に基づく他方当事者からの期限付支払を行う旨を合意する私的契約である。スワップには、信用リスク、レバレッジ・リスク、流動性リスク、および為替リスクが伴う。ポートフォリオは、ポートフォリオが当事者であるスワップ取引の名目上の元金総額が、取引直後にポートフォリオの純資産総額の5%を超えない場合のみ、スワップ取引を行うことができる。

<訂正後>

（前略）

B G F - G A Fの投資方針

B G F - G A Fは、トータル・リターンの最大化を追求する。B G F - G A Fは、全世界的に、民間企業および政府系発行体の両方の株式、債務証券および短期証券に、規定された制限なく投資する。通常の市況において、B G F - G A Fは、総資産の少なくとも70%を民間企業および政府系発行体の証券に投資する。B G F - G A Fは、通常、投資顧問会社により、過小評価されていると判断される証券へ投資することを目指す。また、B G F - G A Fは、小規模会社および新興成長企業の株式に投資することができる。B G F - G A Fは、債務証券への投資部分の一部をハイ・イールド固定利付の譲渡性のある証券に投資することもできる。通貨エクスポージャーは柔軟に管理される。

（注）2017年12月8日以降、以下の記載が追加される。

投資目的の一環として、BGF - GAFは、総資産の20%を上限として、投資適格格付か否かに関わらず、ABSおよびMBSに投資することができる。これらには、資産担保コマーシャル・ペーパー、債務担保証券、モーゲージ担保証券、商業用不動産ローン担保証券、クレジットリンク債、不動産ローン投資コンデュイット、住宅ローン担保証券およびシンセティックCDOを含むことがある。ABSおよびMBSの原資産は、ローン、リースまたは債権（ABSの場合にはクレジットカードの負債、自動車ローンおよび学生ローン、MBSの場合には規制および認可された金融機関に帰属する商業ローンおよび住宅ローン等）を含むことがある。BGF - GAFが投資するABSおよびMBSは、投資者へのリターンを高めるためにレバレッジを利用することができる。特定のABSは、直接証券に投資することなく様々な発行体の証券のパフォーマンスへのエクスポージャーを得るために、クレジット・デフォルト・スワップまたはデリバティブのバスケットといったデリバティブを利用して構築されることがある。

BGF - GAFの偶発転換社債へのエクスポージャーは、総資産の20%を上限とする。

BGF - GAFは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的のためにデリバティブを活用することがある。

疑義を避けるため付言するならば、クラスA受益証券（米ドル建て）に帰属するGAPの資産は、BGF - GAFのクラスX投資証券（米ドル建て）に投資され、クラスA受益証券（豪ドル建て）に帰属するGAPの資産は、BGF - GAFのクラスX（ヘッジ付）投資証券（豪ドル建て）に投資され、また、クラスA受益証券（円建て）に帰属するGAPの資産は、BGF - GAFのクラスX（ヘッジ付）投資証券（円建て）に投資される。

（中略）

一般的な投資方針および投資制限

（中略）

スワップ

ポートフォリオは、スワップ取引を行うことができる。スワップは、各当事者がインデックスもしくは資産の利回りに基づく期限付支払または異なるインデックスもしくは資産に基づく他方当事者からの期限付支払を行う旨を合意する私的契約である。スワップには、信用リスク、レバレッジ・リスク、流動性リスク、および為替リスクが伴う。ポートフォリオは、ポートフォリオが当事者であるスワップ取引の名目上の元金総額が、取引直後にポートフォリオの純資産総額の5%を超えない場合のみ、スワップ取引を行うことができる。

（注）2017年12月8日以降、以下の記載が追加される。

欧州議会および理事会の規則（EU）2016 / 1011（以下「ベンチマーク規則」という。）

管理会社は、全ファンドについて、ベンチマーク指数に関する該当するベンチマークの管理者と連携して、ベンチマーク規則に基づきESMAが備える名簿に当該管理者が記載されていること、または記載される予定であることを確認している。

3 投資リスク

(1) リスク要因

< 訂正前 >

(前略)

固定利付の譲渡性のある証券

債務証券は、信用度に関する客観的および主観的判断基準に服する。格付を付与されている債務証券の「格下げ」またはファンダメンタルな分析には基づかない否定的評判および投資家の判断は、特に薄商いの市場において証券の価値および流動性を低下させる。

実勢利率の変動および信用度が、ポートフォリオに影響することになる。一般的に金利が下落すると固定利付証券の価格は上昇し、金利が上昇すると固定利付証券の価格は下落する、という具合に、ポートフォリオの資産価値は、市場の金利変動の影響を受ける。金利変動への反応は、短期証券の価格の方が長期証券に比べ、概して少ない。

景気後退は発行体の財務状態および当該企業体により発行された債務証券の市場価値に悪影響を及ぼすことがある。発行体の債務の支払能力もまた、特定の発行体の発展、特別な事業計画の見通しに見合う発行体の能力の不足または追加融資の利用不能により悪影響を受けることがある。発行体が破産した場合、ポートフォリオは損失を被りコストを負担することがある。

非投資適格債務は、高いレバレッジ効果を得ることがあり、大きな債務不履行リスクを有している。更に、非投資適格債務は、高格付の固定利付証券より変動が大きい傾向にあるため、不況という事態は、高格付の固定利付証券より非投資適格債務の価格に、より大きな影響を及ぼすことになる。

ディストレスト証券

債務不履行中または債務不履行となる高いリスクを有する会社が発行している証券（以下「ディストレスト証券」という。）への投資は大きなリスクを伴う。当該投資は、証券が投資顧問会社による公正価値の認識と相当程度異なるレベルで取引される場合、または証券の発行体が交換募集を行うかもしくは再建計画の対象になる合理的な見込みがあると投資顧問会社が考える場合にのみ行われる。ただし、かかる交換募集が行われることまたは当該再建計画が採用されることについて、保証されず、または、かかる交換募集もしくは再建計画に関して受領された証券またはその他の資産が投資の実行時に予測されたより低い価格または収益可能性をもたないことについて保証されない。加えて、ポートフォリオがディストレスト証券に投資する時点と当該交換募集または再建計画の完了時点との間に、相当の時間の経過が生じることがある。かかる期間中、ポートフォリオがディストレスト証券につき金利の支払を受ける確率は低く、当該ポートフォリオは、公正価値が実現されるか否かおよび交換募集または再建計画が完了するか否かについて極めて不安定な状態にさらされ、また当該ポートフォリオが、交換の可能性または再建計画に関する交渉過程においてその利益保護のために一定の費用負担を求められることもある。更に、ディストレスト証券への投資の決定および実行が税制を考慮した結果制限される場合、ディストレスト証券の実現利益に影響を与えることがある。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

固定利付の譲渡性のある証券

債務証券は、信用度に関する客観的および主観的判断基準に服する。格付を付与されている債務証券の「格下げ」またはファンダメンタルな分析には基づかない否定的評判および投資家の判断は、特に薄商いの市場において証券の価値および流動性を低下させる。

実勢利率の変動および信用度が、ポートフォリオに影響することになる。一般的に金利が下落すると固定利付証券の価格は上昇し、金利が上昇すると固定利付証券の価格は下落する、という具合に、ポートフォリオの資産価値は、市場の金利変動の影響を受ける。金利変動への反応は、短期証券の価格の方が長期証券に比べ、概して少ない。

景気後退は発行体の財務状態および当該企業体により発行された債務証券の市場価値に悪影響を及ぼすことがある。発行体の債務の支払能力もまた、特定の発行体の発展、特別な事業計画の見通しに

見合う発行体の能力の不足または追加融資の利用不能により悪影響を受けることがある。発行体が破産した場合、ポートフォリオは損失を被りコストを負担することがある。

非投資適格債務は、高いレバレッジ効果を得ることがあり、大きな債務不履行リスクを有している。更に、非投資適格債務は、高格付の固定利付証券より変動が大きい傾向にあるため、不況という事態は、高格付の固定利付証券より非投資適格債務の価格に、より大きな影響を及ぼすことになる。

（注）2017年12月8日以降、以下の記載が追加される。

銀行発行社債の「ペイル・イン」リスク

欧州連合の金融機関により発行された社債は、当該金融機関が金融債務の支払不能に陥った場合にEU当局により減額または転換（すなわち「ペイル・イン」）が行われるリスクを負う。これにより、当該金融機関が発行した社債は、（零へまで）減額される、株式もしくは代替的な持分証券へと転換される、または社債の条件が変更されることがある。「ペイル・イン」リスクは、経営難に陥った銀行の損失を和らげるまたはその資本構成を変更するために、EU加盟国の当局が社債権者の権利を減額するまたは転換することにより当該銀行を救済するための権限を行使するリスクを指す。昨今EU加盟国の当局は、公的な財務支援につき、「ペイル・イン」を含むその他の解決策を実務上可能な限り最大限に検討および利用した後にのみ使用されるべき最終手段とみなしているため、経営難の銀行の救済のため、過去に行っていたような公的な財務支援ではなく「ペイル・イン」を行う傾向にあることに、投資者は注意すべきである。金融機関のペイル・インの場合には、その社債（および場合によってはその他の有価証券）の一部またはすべての価額の減少が生じることが多く、ペイル・インが行われたときに当該有価証券を保有している場合には、ファンドも同様に影響を受ける。

資産担保証券（以下「ABS」ということがある。）

資産担保証券は、企業またはその他の事業体（公的機関または地方自治体を含む。）により発行される債券で、プールされた原資産からの収益により担保または保証されたものの総称である。原資産には一般的に、ローン、リースまたは債権（クレジットカードの負債、自動車ローンおよび学生ローン等）が含まれる。資産担保証券は通常、信用度および期間を考慮し評価される原資産のリスク度合いにより決定される様々な特徴を有した多数の異なるクラスにより発行され、固定または変動金利のいずれによっても発行されうる。クラスに含まれるリスクが高いほど、資産担保証券が収益として支払う金額は大きくなる。

これらの有価証券に係る債務は、国債等の他の固定利付証券と比べ、より大きな信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクに服することがある。ABSおよびMBSでは、（原資産に係る債務が期限どおりに支払われない）繰延べリスクおよび（原資産に係る債務が予想よりも早く支払われる）繰上返済リスクにしばしばさらされる。これらのリスクは、有価証券から得られるキャッシュフローの時期および金額に重大な影響を及ぼすことがあり、かかる有価証券のリターンに悪影響を及ぼすことがある。各個別の有価証券の満期までの平均期間は、任意の償還および強制的な繰上返済の有無およびそれらの行使の頻度、実勢金利の水準、原資産の実際の債務不履行率、回収の時期ならびに原資産の回転の水準等の多数の要因から影響を受ける。

ファンドが投資できるABSの具体的な種類は、以下のとおりである。

ABSに係る一般的なリスク

ABSに投資を行うファンドに関し、ABSの価値は、通常、金利が下落すると上昇し、金利が上昇すると下落し、また関連する原資産と同じ方向に動くことが予想されるが、これらの事象の間には完全な相関が存在するわけではない。

ファンドが投資するABSにつき、市場の相場よりも低い利率が付され、または市場の相場よりも低い優先配当が支払われることがあり、更に場合によっては、利息が全く付されない、または優先配当が全く支払われないこともある。

一部のABSにおいては、満期時に元本の券面額が現金により支払われる、または債権者の選択により、所定の数量のABSが関連する資産によって直接支払われることがある。かかる場合において、当該資産の所定の数量の価値が元本の券面額を超えている場合、ファンドは、満期に先立ち、ABSを流通市場で売却し、それにより、原資産における評価益を現金化することができる。

ABSには、繰延べリスク、すなわち金利が上昇している時期において返済が予想よりも遅く行われるリスクがある。これにより、ファンドのポートフォリオの平均残存期間が長くなることがある。満期までの期間が長い有価証券の価額は、一般的に、満期までの期間が短い有価証券に比べ、金利の変動に応じてより大きく変動する。

その他の債券と同様、A B Sは、実際の信用度および認識上の信用度の影響を受ける。A B Sの流動性は、原資産のパフォーマンスまたは認識上のパフォーマンスに影響されることがある。状況によっては、A B Sへの投資の流動性が低下し、その処分が難しくなることがある。したがって、ファンドが市場での出来事に対応することが難しくなることがあり、かかる投資の現金化に際し、価格が不利な方向へ動くことがある。また、A B Sの市場価格は変動しやすく、容易に確認できるものではない。その結果、ファンドが売却を望む時期に売却を行うことができず、また売却時にファンドが公正価額と認めるものを実現できないことがある。流動性の低い有価証券の売却には、しばしば、より多くの時間がかかり、より高額の仲介手数料またはディーラーによる値引きおよびその他の売却費用がかかることがある。

A B Sにレバレッジがかけられ、それにより、かかる有価証券の価額が変動しやすくなることがある。

ファンドが投資を行う特定の種類のA B Sに係る留意事項

資産担保コマーシャル・ペーパー（以下「A B C P」という。）

A B C Pは通常、90日から180日で満期を迎える短期の投資ビークルである。証券自体は通常、銀行またはその他の金融機関により発行される。債券は、売上債権のような有形資産により担保され、通常、短期の金融ニーズに使用される。

流動性を高めたい企業または企業グループは、債権を銀行またはその他の仲介業者に売却し、かかる銀行または仲介業者は、ファンドに対し、当該債権をコマーシャル・ペーパーとして発行する。コマーシャル・ペーパーは、当該債権から期待されるキャッシュフローにより担保される。当該債権が回収されると、オリジネーターは、ファンドにこれを譲渡することが予定されている。

債務担保債券（以下「C D O」という。）

C D Oは一般的に、担保なし債券、ローンおよびその他の資産のプールにより担保される投資適格格付の証券である。C D Oは通常、一種類の負債に特化せず、多くの場合、ローンまたは債券である。C D Oは、異なる種類の負債および信用リスクを表章する複数のクラスにまとめられている。クラスごとに異なった満期を有し、それに関連したリスクがある。

クレジットリンク債（以下「C L N」という。）

C L Nは、クレジット・デフォルト・スワップが組み込まれ、発行者が特定の信用リスクをファンドに移転することができる有価証券である。

C L Nは、特定目的会社または信託を通して設定され、それらは、定評ある信用格付機関により最高位の格付を受けた証券により担保される。ファンドは、債券の存続期間中、固定または変動利息を支払う有価証券を信託から購入する。満期時、かかる事業者が債務不履行または破産していない限り、ファンドは、額面価額を受領し、債務不履行または破産している場合、ファンドは、回収率に応じた額を受領する。信託は、取引アレンジャーとデフォルト・スワップを締結する。デフォルトの場合、信託は、年間手数料（債券に付されたより高い利回りの形でファンドに受け渡される。）の代わりに額面価格から回収率を差し引いた額をディーラーに支払う。

このストラクチャーにおいては、債券の利息または価格は、参照される資産のパフォーマンスに連動する。それにより、借主は、信用リスクに対しヘッジを行うことができ、ファンドは、特定の信用事由に対するリスクを受け入れることにより、債券に付された高い利回りを享受することができる。

シンセティック債務担保証券（以下「シンセティックC D O」という。）

シンセティックC D Oは、固定利付資産のポートフォリオへのエクスポージャーを得るためにクレジット・デフォルト・スワップ（以下「C D S」といい、後記に詳述される。）またはその他の非現金資産に投資する債券担保証券（C D O）一態様である。シンセティックC D Oは通常、想定される信用リスクの水準に基づく信用クラスに分割される。C D Oへの当初の投資は、下位のクラスにより行われ、シニアクラスは、当初投資を行う必要がないことがある。

すべてのクラスは、クレジット・デフォルト・スワップからのキャッシュフローに基づき定期的な支払を受ける。固定利付資産のポートフォリオにおいて信用事由が発生した場合、シンセティックC D Oおよびファンドを含むその投資者は、最下位のクラスから始まりより上位のクラスまで、かかる損失に対し責任を負う。

ファンドのような投資者は、シンセティックC D Oからきわめて高い利回りを得ることができるが、参照ポートフォリオにおいて複数の信用事由が発生した場合、当初投資額に相当する損失が発生する可能性がある。

CDSは、当事者間において固定利付資産の信用エクスポージャーを移転するために設計されたスワップである。CDSの買い手は、信用のプロテクションを受け取り（プロテクションを購入し）、スワップの売り手は、固定利付資産の信用度を保証する。これにより、デフォルトのリスクは、固定利付証券の保有者からCDSの売り手へと移転される。CDSは、OTCデリバティブの一種として取り扱われる。

事業の証券化（WBS）

事業の証券化は、営業用資産（転売目的ではなく事業において使用する目的で取得した長期資産を指し、不動産、工場および設備ならびに無形資産を含む。）について、特別目的ビークル（特定の資産の取得および融資に事業が限定される構造であり、通常、資産／負債構造および親会社が破産した場合でも債務が保護される法的な地位を有する子会社）による債券の発行を通して債券市場において行われるファイナンス手法であり、証券化された資産に対する完全な支配権を事業会社が保有する、資産担保融資の一種として定義される。債務不履行の場合、融資の残りの期間における債券保有者の利益のために、支配権は、有価証券の受託者に引き渡される。

不動産担保証券（以下「MBS」ということがある。）

不動産担保証券は、商業用および／または住宅用不動産のモーゲージの資産プールからの収益により担保または保証された債券の総称である。この種類の証券は一般的に、利息および元本の支払をモーゲージの資産プールから投資家に移転させるために使用される。不動産担保証券は通常、信用度および期間を考慮し評価される原資産となるモーゲージのリスク度合いにより決定される様々な特徴を有した多数の異なるクラスにより発行され、固定または変動金利のいずれによっても発行されうる。クラスに含まれるリスクが高いほど、不動産担保証券が収益として支払う金額は大きくなる。

ファンドが投資できるMBSの具体的な種類は、以下のとおりである。

MBSに係る一般的なリスク

MBSは、金利が下落している時期に、借主が借り換えを行い、またはその他の方法によりモーゲージの元本を予定よりも早期に返済をするという繰上返済のリスクに服する。この場合、特定の種類のMBSは、当初の予想よりも早くに返済され、ファンドは、その手取金を利回りのより低い有価証券に投資しなければならなくなる。また、MBSは、金利が上昇している時期に、特定の種類のMBSが当初の予想よりも遅く返済され、かかる有価証券の価値が下落するという繰延べリスクにも服する。これにより、ファンドのポートフォリオの平均残存期間が長くなることがある。長期的な有価証券の価額は、一般的に、短期的な有価証券に比べ、金利の変動に応じてより大きく変動する。

繰上返済リスクおよび繰延べリスクがあるため、MBSは、金利の変動に対し、他の固定利付証券とは異なった反応をする。金利の小さな動き（上昇および下落ともに）によって、一部のMBSの価額が、急激にかつ大きく減少することがある。ファンドが投資できるMBSの一部には、一定程度の投資レバレッジをも提供するものがあり、それにより、ファンドが、投資額のすべてまたは相当部分を失うことがある。

状況によっては、MBSへの投資の流動性が低下し、その処分が難しくなることがある。したがって、ファンドが市場での出来事に対応することが難しくなることがあり、かかる投資の現金化に際し、価格が不利な方向へ動くことがある。また、MBSの市場価格は変動しやすく、事前に確定できるものではない。その結果、ファンドが売却を望む時期に売却を行うことができず、また売却時にファンドが公正価額と認めるものを実現できないことがある。流動性の低い有価証券の売却には、しばしば、より多くの時間がかかり、より高額の仲介手数料またはディーラーによる値引きおよびその他の売却費用がかかることがある。

ファンドが投資を行う具体的な種類のMBSに係る留意事項

商業用不動産ローン担保証券（以下「CMBS」という。）

CMBSは、商業用不動産に対するローンにより担保されている不動産担保証券であり、不動産投資家および商業的な貸主に流動性を提供する。住宅用モーゲージの期間が一般に流動的なものに対し、商業用モーゲージは、多くの場合、固定的な期間を設定されているため、通常、CMBSは、繰上返済のリスクが低い。CMBSは、必ずしも標準的な形式をとらないため、より大きな評価リスクに服することがある。

不動産抵当担保債券（以下「CMO」という。）

CMOは、モーゲージローン、モーゲージのプールまたは既存のCMOからの収益により担保された証券であり、異なる満期のクラスに分けられる。CMOを組成する際、発行者は、一連のクラス全体に対して原資産たる担保からのキャッシュフローを分配し、これが複数のクラスの証券発行となる。特定のモーゲージのプールからの総収益は、キャッシュフローおよびその他の特性の異なる複数のCMO間で共有される。大半のCMOにおい

て、最終のクラスに対する利息の支払は、その他のクラスが償還されるまでは行われない。利息は、元本価額を増加させるために追加される。

各有価証券は返済時期が順番に到来するように複数の満期クラスに分けられるため、CMOは、繰上返済に係るリスクを取り除くことを目指す。その結果、利回りは、他の不動産担保証券よりも低くなる。いずれのクラスにおいても、利息、元本またはそれらの組み合わせを受け取ることができ、より複合的な規定を含む場合がある。CMOは、一般的に、繰上返済リスクを減少させおよび支払の予測可能性を上昇させることの対価として低い利率となっている。また、CMOは、相対的に流動性が低いことがあり、それにより、購入および売却に係る費用が増加することがある。

不動産モーゲージ投資コンデュイット（以下「REMIC」という。）

REMICは、銀行または仲介業者向けにモーゲージのプールを異なる満期およびリスククラスに分け、かかる銀行または仲介業者がその収益を債券保有者（ファンドを含む。）に譲渡する、投資適格格付の担保付債券である。REMICは、個別の有価証券として別々に投資家に販売されるモーゲージの固定的なプールから構成される合成的な投資ビークルとして組成され、担保を取得する目的で設定される。このベースは、異なる満期および利子を有するモーゲージにより担保される様々なクラスの証券に分割される。

住宅ローン担保証券（以下「RMBS」という。）

RMBSは、モーゲージ、住宅担保ローンおよびサブプライム住宅ローン等の住宅用負債からキャッシュフローを得られる証券である。これは、商業用負債ではなく住宅用負債に係るMB Sの一種である。

RMBSの保有者は、住宅用負債の保有者から得られる利息および元本の支払を受ける。RMBSは、大量にプールされた住宅ローンから構成される。

偶発転換社債

偶発転換社債は、事前に特定されたトリガー事由が発生した場合に発行者の株式に転換され、または一部もしくは全部が切り下げられることのある複合的な債務証券の一種である。トリガー事由は、発行者の支配の及ばないものであることがある。一般的なトリガー事由には、一定の期間にわたり発行者の株価が特定の水準まで下落すること、発行者の自己資本比率が事前に定められた水準まで下落すること等がある。一部の偶発転換社債に係る利息の支払は、完全に裁量に基づき、いつでも、いかなる理由によっても、またいかなる期間にわたっても、発行者により中止することができる。

社債から株式への転換のトリガー事由は、偶発転換社債の発行者が規制当局による評価または客観的な損失（発行会社の自己資本比率が事前に定められた水準を下回った場合等）のいずれかにより財政難に陥ったと判断された場合に転換が行われるように設計される。

偶発転換社債への投資には以下のリスクが伴う（網羅的ではない。）。

偶発転換社債の投資家は、株式保有者が損害を被らない場合にも、元本を失うことがある。

自己資本比率とトリガー水準との差によってトリガー水準は異なり、これにより転換リスクへのエクスポージャーが決まってくる。社債を株式に転換させるトリガー事由についてファンドが予期することは難しい場合がある。また、転換後に、かかる証券がどのような動きを見せるのかにつき、ファンドが評価し難い場合がある。

当該ファンドの投資方針により株式をその投資ポートフォリオに組み込めないことがあるため、偶発転換社債が株式に転換された場合、当該ファンドが、これらの新規の株式を売却しなければならない場合がある。そのような理由により強制される売却およびこれらの株式の入手可能性の上昇は、かかる株式に対する十分な需要がある場合を除き、市場流動性に影響を与える。また、当該証券が限られた数の銀行により発行されるため、偶発転換社債への投資は、投資先業種の集中リスクを増加させ、ひいては取引相手方リスクも増加させる。偶発転換社債は通常、類似の交換不能証券に劣後するため、他の債務証券よりもリスクが高くなる。

偶発転換社債が、事前に特定されたトリガー事由の結果、切り下げられた（「減額」された）場合、ファンドは、投資価額の全部、一部または膨大な損失を被ることがある。減額は、一時的な場合も永久的な場合もある。

また、大部分の偶発転換社債は、事前に定められた日に償還可能な無期限の商品として発行される。無期限の偶発転換社債は、事前に定められた償還日において償還されないことがあり、投資者は、かかる償還日またはいかなる日においても元本の償還を受けることができないことがある。

ディストレスト証券

債務不履行中または債務不履行となる高いリスクを有する会社が発行している証券（以下「ディストレスト証券」という。）への投資は大きなリスクを伴う。当該投資は、証券が投資顧問会社による

公正価値の認識と相当程度異なるレベルで取引される場合、または証券の発行体が交換募集を行うかもしくは再建計画の対象になる合理的な見込みがあると投資顧問会社が考える場合にのみ行われる。ただし、かかる交換募集が行われることまたは当該再建計画が採用されることについて、保証されず、または、かかる交換募集もしくは再建計画に関して受領された証券またはその他の資産が投資の実行時に予測されたより低い価格または収益可能性をもたないことについて保証されない。加えて、ポートフォリオがディストレスト証券に投資する時点と当該交換募集または再建計画の完了時点との間に、相当の時間の経過が生じることがある。かかる期間中、ポートフォリオがディストレスト証券につき金利の支払を受ける確率は低く、当該ポートフォリオは、公正価値が実現されるか否かおよび交換募集または再建計画が完了するか否かについて極めて不安定な状態にさらされ、また当該ポートフォリオが、交換の可能性または再建計画に関する交渉過程においてその利益保護のために一定の費用負担を求められることもある。更に、ディストレスト証券への投資の決定および実行が税制を考慮した結果制限される場合、ディストレスト証券の実現利益に影響を与えることがある。

（後略）

(2) リスクに対する管理体制

< 訂正前 >

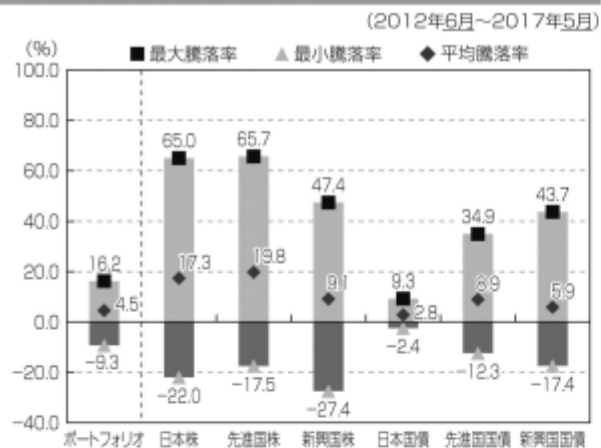
(前略)

(注) 上記の記載は、2017年5月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

< 参考情報 >

ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

クラスA受益証券(米ドル建て)

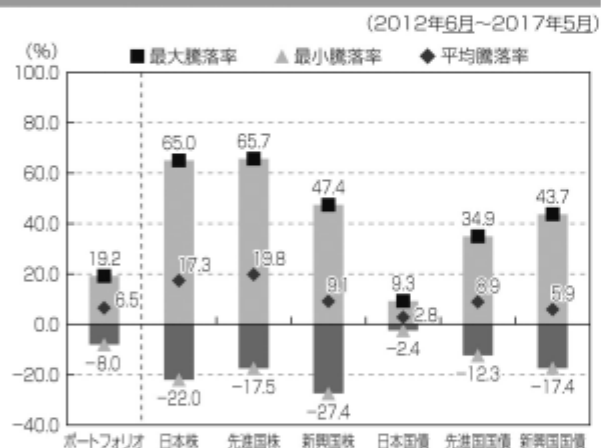


ポートフォリオの年間騰落率および1口当たり純資産価格の推移

クラスA受益証券(米ドル建て)



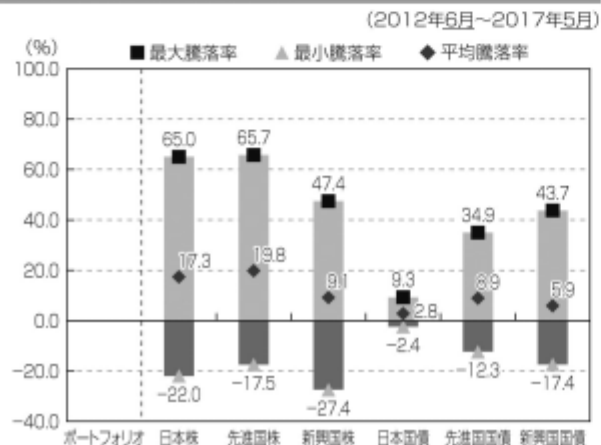
クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(円建て)



クラスA受益証券(円建て)



※前記のポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較の各グラフは、2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を、ポートフォリオのクラスA受益証券(米ドル建て)およびクラスA受益証券(豪ドル建て)(いずれも表示通貨ベース)ならびに他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものである。

※クラスA受益証券(円建て)は、2016年8月17日から運用を開始した。したがって、本書の使用開始日現在、前記のグラフに記載すべき年間騰落率はない。

※すべての資産クラスがポートフォリオの投資対象とは限らない。

※各資産クラスの指数

日本株…………… 東証株価指数(配当込み)
先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
新興国株………… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債………… NOMURA-BPI国債
先進国国債… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)日本株および日本国債以外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしている。

※前記のポートフォリオの年間騰落率および1口当たり純資産価格の推移の各グラフは、クラスA受益証券(米ドル建て)およびクラスB受益証券(ユーロ建て)については2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における1口当たり純資産価格の1年間の騰落率および1口当たり純資産価格の推移を、クラスA受益証券(円建て)については2016年8月から2017年5月の各月末における1口当たり純資産価格の推移を表示したものである。クラスA受益証券(円建て)は、2016年8月17日から運用を開始した。したがって、本書の使用開始日現在、前記のグラフに記載すべき年間騰落率はない。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものである。東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有している。東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有している。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数である。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数である。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属する。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有している。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数である。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属する。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負わない。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものである。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属する。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数である。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属している。

<訂正後>

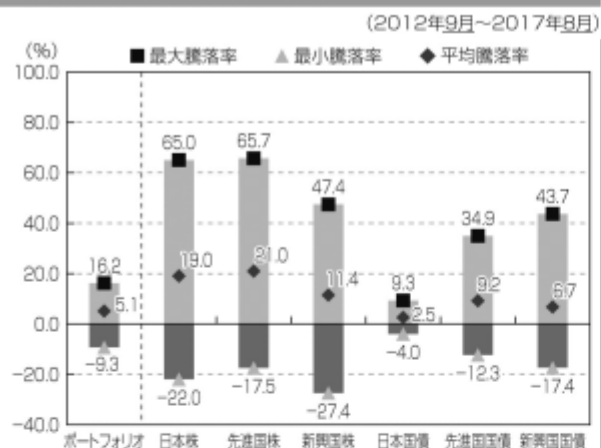
（前略）

（注）上記の記載は、2017年8月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

<参考情報>

ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

クラスA受益証券(米ドル建て)

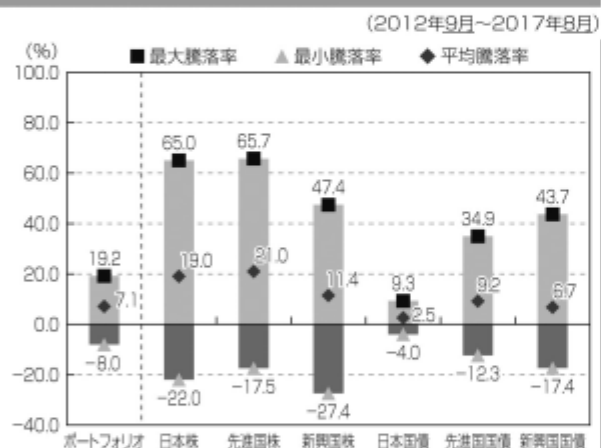


ポートフォリオの年間騰落率および1口当たり純資産価格の推移

クラスA受益証券(米ドル建て)



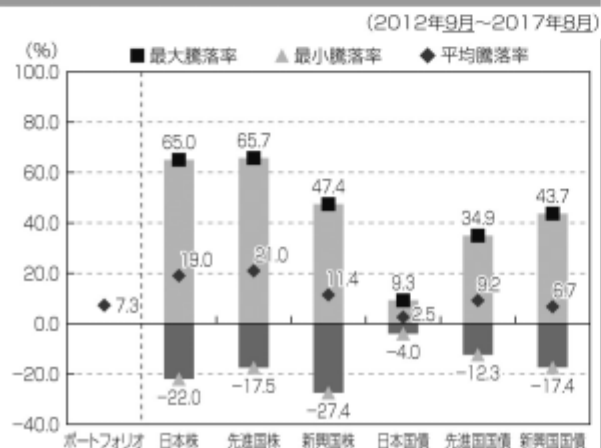
クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(円建て)



クラスA受益証券(円建て)



※前記のポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較におけるクラスA受益証券(米ドル建て)およびクラスA受益証券(豪ドル建て)に関するグラフは、2012年9月から2017年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を、ポートフォリオのクラスA受益証券(米ドル建て)およびクラスA受益証券(豪ドル建て)（いずれも表示通貨ベース）ならびに他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものである。また、クラスA受益証券(円建て)に関するグラフは、ポートフォリオ(表示通貨ベース)については2017年8月末における1年間の騰落率を、また他の代表的な資産クラス(円ベース)については2012年9月から2017年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を表示したものである。

※クラスA受益証券(円建て)は、2016年8月17日から運用を開始した。

※すべての資産クラスがポートフォリオの投資対象とは限らない。

※各資産クラスの指数

日本株…………… 東証株価指数(配当込み)
先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
新興国株………… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債………… NOMURA-BPI国債
先進国国債… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)日本株および日本国債以外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしている。

※前記のポートフォリオの年間騰落率および1口当たり純資産価格の推移におけるクラスA受益証券(米ドル建て)およびクラスA受益証券(豪ドル建て)に関するグラフは、2012年9月から2017年8月の5年間の各月末における1口当たり純資産価格の1年間の騰落率および1口当たり純資産価格の推移を表示したものである。また、クラスA受益証券(円建て)に関するグラフは、同受益証券の運用開始日が2016年8月17日であるため、2016年8月から2017年8月の各月末における1口当たり純資産価格および2017年8月末における1年間の騰落率を表示したものである。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものである。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有している。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有している。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数である。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数である。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属する。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有している。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数である。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属する。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負わない。シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものである。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属する。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数である。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属している。

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

日本

2017年7月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

日本

2017年10月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

（前略）

（２）ブラックロック・グループとその業務提供者との間の利益相反および関係

ブラックロック・グループまたはその関連会社は、特定のファンド業務提供者が使用する、取引、組入証券の管理運用、運営および／または情報のシステムを所有するかまたはこれらに対する持分権を有する。かかるシステムは、ブラックロック・グループが管理する口座およびブラックロック・グループが管理し資金援助するファンドで、業務提供者（典型的には保管受託銀行）を使用するもの（ファンドを含む。）に対する業務提供に関連して、かかる業務提供者により使用されており、または使用されることがある。ファンドの業務提供者は、システムの使用の対価として、ブラックロック・グループまたはその関連会社に報酬を支払う。システム使用についての業務提供者のブラックロック・グループまたはその関連会社に対する支払によって、ブラックロック・グループまたはその関連会社の収益性が高まることがある。ブラックロック・グループまたはその関連会社が、ブラックロック・グループまたはその関連会社の提供したシステムの使用に関連して業務提供者から報酬を受領することにより、ブラックロック・グループがファンドに当該業務提供者との契約の締結または更新を推奨するためのインセンティブが生じることがある。

<訂正後>

（前略）

（２）ブラックロック・グループとその業務提供者との間の利益相反および関係

ブラックロック・グループまたはその関連会社は、特定のファンド業務提供者が使用する、取引、組入証券の管理運用、運営および／または情報のシステムを所有するかまたはこれらに対する持分権を有する。かかるシステムは、ブラックロック・グループが管理する口座およびブラックロック・グループが管理し資金援助するファンドで、業務提供者（典型的には保管受託銀行）を使用するもの（ファンドを含む。）に対する業務提供に関連して、かかる業務提供者により使用されており、または使用されることがある。ファンドの業務提供者は、システムの使用の対価として、ブラックロック・グループまたはその関連会社に報酬を支払う。システム使用についての業務提供者のブラックロック・グループまたはその関連会社に対する支払によって、ブラックロック・グループまたはその

関連会社の収益性が高まることがある。ブラックロック・グループまたはその関連会社が、ブラックロック・グループまたはその関連会社の提供したシステムの使用に関連して業務提供者から報酬を受領することにより、ブラックロック・グループがファンドに当該業務提供者との契約の締結または更新を推奨するためのインセンティブが生じることがある。

（注）2017年12月8日以降、本「4 利害関係人との取引制限」の記載は、以下のとおり更新される。

管理会社およびその他のブラックロック・グループ内の会社は、他の顧客のために取引を行う。ブラックロック・グループ内の会社ならびにその従業員および他の顧客は、管理会社およびその顧客との間の利益相反に直面する。ブラックロックは、利益相反に関する方針を保持する。顧客のために行うすべての取引について、顧客の利益を害するリスクが残らないように、顧客の利益を害するリスクを完全に緩和することが常に可能とは限らない。

ブラックロックが合理的な確信をもって緩和できないと考えるリスクを生じさせる利益相反のシナリオは、以下のとおり開示される。本書および開示可能な利益相反のシナリオは、随時更新することがある。

（１）ブラックロック・グループ内およびPNCグループとの間の関係から生じる利益相反

PA取引

ブラックロック・グループの従業員は、顧客の投資情報を取得可能である一方、個人口座を通じて取引を行うこともできる。従業員が一定程度の規模の取引を行うことができた場合、顧客の取引の価額に影響を及ぼすリスクがある。ブラックロック・グループは、従業員の取引が事前に承認されていることを確保するために策定された個人取引方針を実施している。

従業員関係

ブラックロック・グループの従業員は、ブラックロックの顧客または顧客との間に利益相反があるその他の個人と関係を持つことがある。かかる従業員の関係は、顧客の利益を犠牲にして、従業員の意思決定に影響を及ぼすことがある。ブラックロック・グループは、利益相反に関する方針を保持しており、それに基づき、従業員にあらゆる潜在的な利益相反の申告を義務づけている。

大株主 - PNC

PNCフィナンシャル・サービス・グループ・インコーポレーテッド（以下「PNC」という。）は、ブラックロック・インクの議決権付普通株式の20.9%を保有する。締結済みの株主間契約によって、PNCは、ブラックロック・インクの取締役会の取締役2名を指名することができる。ブラックロック・グループ内の会社は、顧客にとって不都合な影響をPNCから不当に受ける可能性がある。ブラックロック・インクおよびPNCの双方は、独立してかつ個別に運営され、両者間のすべての取引および収益は、ブラックロック・インクの委任状勧誘通知において開示される。また、PNCは、議決権を行使する際に、不当な影響を及ぼすことを防ぐため、ブラックロック・インクの取締役会の勧告に従って議決権を行使しなければならない。

（２）管理会社の利益相反

プロバイダー・アラジン

ブラックロック・グループは、その投資運用業務全体にわたり、単一のテクノロジー・プラットフォームとして、アラジンのソフトウェアを使用している。保管業務提供者およびファンドの事務管理業務提供者は、投資運用会社および管理会社が使用するデータにアクセスするために、アラジンのソフトウェアの一種であるプロバイダー・アラジンを使用することができる。各業務提供者は、プロバイダー・アラジンの使用の対価として、ブラックロック・グループに報酬を支払う。プロバイダー・アラジンの使用に関する業務提供者の契約によって、管理会社が当該業務提供者の選任または選任の更新を促されることで、潜在的な利益相反が生じることがある。かかる契約は、リスクを緩和するために、「アームズ・レングス」基準で締結される。

販売関係

総販売会社は、販売業務および販売関連業務の対価として、第三者に報酬を支払うことがある。かかる支払によって、第三者は、その顧客の最善の利益に反して、ファンドへの投資を働きかけることを促すことがある。ブラックロック・グループ内の会社は、かかる支払がなされる法域におけるすべての法律および規制の要件を遵守している。

取引費用

取引費用は、投資者がファンドに関する取引を開始または終了する際に発生する。ファンドの他の顧客が加入・脱退の費用を負担するリスクがある。ブラックロック・グループは、希薄化防止規制等、他の投資者の行為から投資家を保護するための方針および手続を整備している。

（３）投資運用会社の利益相反

手数料およびリサーチ

適用規制により許容される場合（疑義を避けるため付言するならば、M I F I D の対象ファンドを除く。）、ファンドの投資運用会社として行為する一部のブラックロック・グループ内の会社は、一部の法域における特定のブローカーとの株式取引の際に発生した手数料を外部調査の支払に充てることができる。調査は、これを賄った取引の顧客に限らず、より幅広い顧客に使用されうるため、かかる取決めによって、一部のファンドが他よりも利益を得ることがある。ブラックロック・グループは、各地域の適用規制および市場慣行の遵守を確保するために策定された手数料利用方針を整備している。

競合注文の時機

同時期またはほぼ同時期に生じた同一の有価証券に関する同一方向の複数の注文を取り扱う際、投資運用会社は、注文の性質、規制上の制約または実勢の市場状況を考慮して、各注文につき全体として最良の結果を、公平にかつ一貫して達成することを目指す。これは、通常、競合する注文の集約を通じて達成される。取引者が適格要件を満たす競合注文を集約しなかった場合、または適格要件を満たさない競合注文を集約した場合、利益相反が生じること、すなわち、ある注文が他よりも有利な執行がなされたように見えることがある。ファンドの具体的な取引指示について、他の顧客のためにより良い執行条件が達成されるリスクがある（例えば、注文が集約に含まなかった場合）。ブラックロック・グループは、注文の順位付けおよび集約について定める注文取扱手順および投資配分方針を整備している。

同時期のロングおよびショートのパポジション

投資運用会社は、異なる顧客のために同一の有価証券に関して同時に反対のパポジション（すなわち、ロングおよびショート）を設定し、保有しまたは手仕舞いすることがある。これにより、投資運用会社のいずれか一方の顧客の利益が害されることがある。また、ブラックロック・グループ全体の投資運用チームは、ロングのみのマンドレートおよびロング・ショートのマンドレートを有すること、すなわち、あるポートフォリオにおいてロングで保有する有価証券を別のポートフォリオで空売りする可能性がある。ある勘定においてショート・ポジションをとる投資決定をした場合、別の顧客の勘定におけるロング・ポジションの価格、流動性または評価にも影響を及ぼすことがあり、その逆も同様である。ブラックロック・グループは、複数の勘定を公平に扱うことを目的として、ロング・ショート（サイド・バイ・サイド）に関する方針を運用している。

クロス取引 - 価格決定に関する利益相反

同一の有価証券について複数の注文を取り扱う際、投資運用会社は、最良の執行を得るために、反対のフローを突き合わせて「クロス」取引を行うことがある。クロス取引において、執行が各顧客の最善の利益のために行われないことがある（例えば、取引が公正かつ合理的な価格を構成しなかった場合）。ブラックロック・グループは、クロス取引に関する方針を実施することでかかるリスクを軽減する。

M N P I

ブラックロック・グループ内の会社は、顧客のために自ら投資する上場有価証券に関して、重要な未公開情報（M N P I）を受領する。不正取引を防止するため、ブラックロック・グループは、情報障壁を築き、関連する有価証券に関与する一または複数の投資チームによる取引を制限する。かかる制限は、顧客勘定の投資パフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。ブラックロックは、重要な未公開情報の障壁に関する方針を実施している。

ブラックロックの投資制限または制約および関係当事者

ファンドは、ブラックロック・グループの顧客の勘定に全体として適用される、一定の法域における保有基準制限および報告義務のために、投資活動を制限されることがある。かかる制限により投資機会が失われることで、顧客に悪影響が及ぶことがある。ブラックロック・グループは、限られた投資機会を、影響を受けた勘定の間で長期的に公平かつ公正に割り当てるために策定された投資および取引の配分に関する方針に従ってかかる利益相反に対処している。

関係当事者商品への投資

投資運用会社は、顧客向けの投資運用業務を提供しながら、他の顧客のためにブラックロック・グループ内の会社が提供する商品に投資することがある。ブラックロックは、自社またはその関連会社が提供する業務を推薦することもできる。かかる活動は、ブラックロックに増収をもたらすことがある。かかる利益相反に対処するにあたり、ブラックロックは、投資ガイドラインの遵守を目指し、企業倫理・行動規範を整備している。

投資配分および優先順位

ある顧客のためにある有価証券の取引を執行する際、注文が集約され、集約された注文を複数の取引により充足させることがある。他の顧客の注文と集約して取引が執行された場合、これらの取引を配分する必要性が生じる。投資運用会社がある顧客の勘定に取引をどの程度容易に配分できるかは、当該顧客が指示した取引の規模に対する当該取引の規模および価格により制限されることがある。配分プロセスの結果、ある顧客が最善の価格での取引の利益をすべて得ることができないことがある。投資運用会社は、全顧客の公正な扱いを長期的に確保するために策定された投資および取引の配分に関する方針に従ってかかる利益相反に対処している。

ファンドの透明性

ブラックロック・グループ内の会社は、顧客のポートフォリオのために自社が保有するブラックロック・ファンドに投資するにあたり、情報に関して有利となることがある。かかる情報優位によって、投資運用会社がファンドのために投資を行う前に、ブラックロック・グループ内の会社がその顧客のために投資を行うことがある。損失のリスクは、ブラックロック・グループの受益証券の価格決定および希薄化防止メカニズムを通じて緩和される。

サイド・バイ・サイド・マネジメント：成功報酬

投資運用会社は、異なる料金体系を有する複数の顧客勘定を管理している。かかる相違によって、従業員が、報酬が定額の勘定または報酬の支払のない勘定よりも成功報酬が支払われる勘定を選び好みすることが促され、同様のマンドートを有する顧客勘定の間で、パフォーマンス水準が一貫しない結果となるリスクがある。ブラックロック・グループ内の会社は、企業倫理・行動規範を遵守することによりかかるリスクに対処している。